

報告第 7 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

| 専決番号  | 専決年月日            | 専決事項              | 内 容    |
|-------|------------------|-------------------|--------|
| 第 7 号 | 令和 8 年 8 月 1 9 日 | 和解及び損害賠償の額を定めること。 | 別紙のとおり |

## 専決第 7 号

### 和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 19 日

加東市長 岩 根 正

- |   |            |                                            |
|---|------------|--------------------------------------------|
| 1 | 損害賠償の相手方   | 加東市河高 2 2 4 1 番地 1<br>有限会社住器ヨシダ            |
| 2 | 和解事項       | 市は、相手方倉庫の修繕費用の 10 割を支払う。                   |
| 3 | 損害賠償の額     | 231,990 円                                  |
| 4 | 事故の概要      |                                            |
|   | (1) 事故発生日時 | 令和 8 年 6 月 3 日 午前 3 時頃                     |
|   | (2) 事故発生場所 | 加東市河高 4 1 2 8 番地 2                         |
|   | (3) 事故の内容  | 市所有の土地である山林の高木からの落枝により、相手方が設置している倉庫を破損させた。 |